

恵那市上下水道事業経営審議会委員名簿

(任期:令和7年度～令和8年度)

区 分	氏 名	所 属 又 は 職 名	備考
1号委員 (学識経験者)	ふじした かずや 藤 下 和 也	恵那商工会議所 副会頭	
	せと としゆき 瀬 戸 利 之	恵那市恵南商工会 副会長	
	ふくおか たかし 福 岡 隆	恵那市環境対策協議会 副会長	
	おかにな たかし 岡 庭 隆	名古屋税理士会	
2号委員 (受益者代表)	まえかわ のぼる 前 川 登	大井地域自治区運営協議会委員	
	こじま あきひろ 小 島 明 洋	長島町大洞南区自治連合会 会長	
	ほぼ さとし 保 母 鎖 利	東野地域自治区 会長	
	こぎそ のぶお 小 木 曾 信 夫	三郷地域自治区 会長	
	わたなべ かつのり 渡 邊 勝 則	武並地域自治区 会長	
	ほぼ たつ おき 保 母 龍 興	笠置地域協議会 副会長	
	つげ あきお 柘 植 昭 男	中野方地域協議会 会長	
	かかむ えい じ 各 務 鋭 時	飯地地域自治区協議会 事務局長	
	はらだ ひであき 原 田 英 明	岩村地域自治区 会長	
	わたなべ やすまさ 渡 邊 康 正	山岡地域自治区 会長	
	あんどう かずひろ 安 藤 一 博	明智町自治連合会 会長	
	ごとう まさのり 後 藤 雅 規	串原地域自治区 副会長 串原地域自治区運営協議会 副会長 串原自治連合会 副会長	
	こんどう あきのり 近 藤 明 徳	上矢作町自治連合会 会長	

○恵那市上下水道事業経営審議会条例

平成17年1月25日条例第20号

改正

平成22年3月25日条例第4号
平成23年3月23日条例第8号
平成28年9月30日条例第47号
令和元年12月25日条例第16号

恵那市上下水道事業経営審議会条例

（設置）

第1条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、恵那市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（所掌事務）

第2条 審議会は、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の諮問に応じて恵那市水道事業、恵那市下水道事業及び恵那市農業集落排水事業（個別排水処理施設整備事業を含む。）の経営に関する重要な事項を調査及び審議する。

（組織）

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

（委員）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）受益者の代表者
- （3）その他管理者が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 欠員に対し、補充のため委嘱された委員の任期は、前委員の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後最初の審議会は、管理者が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

（幹事）

第7条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、市の職員のうちから管理者が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月25日条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の恵那市総合計画審議会条例等の規定に基づき委嘱又は任命されている委員は、改正後の恵那市総合計画審議会条例等の規定に基づき委嘱又は任命された委員として在任するものとし、その任期はそれぞれ改正前の委員の残任期間とする。

附 則（平成23年3月23日条例第8号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月30日条例第47号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月25日条例第16号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。